

件名	亀山市税条例の一部を改正する条例	財務部 税務室
----	------------------	------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、同年4月1日から施行が必要であった規定について、所要の改正を行ったものです。

なお、この改正は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成29年3月31日付けで専決処分したものです。

2 改正内容

- (1) 法人市民税について、納付すべき税額を減少させる更正があり、その後減少させた税額を増加させる更正があった場合、増加における納付すべき不足税額は、法人税に係る修正申告書を提出したものにあっては当該修正申告書を提出した日、法人税に係る更正又は決定がされたことによる更正に係るものにあっては国の税務官署が更正又は決定の通知をした日までの期間、それぞれ延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとします。 <第44条関係>

<参考>

「修正申告」

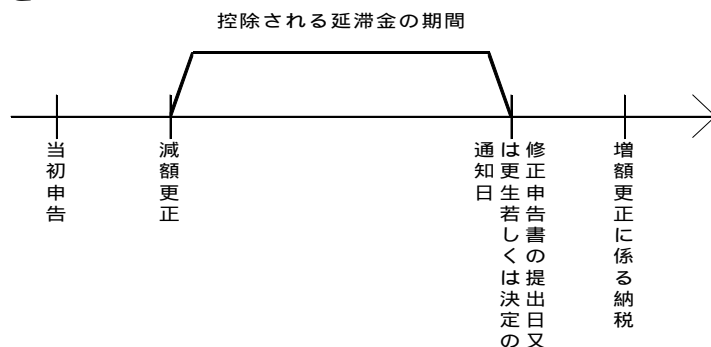
当初申告した税額が過少であった場合に、納税者自身が行う税額是正の手続き

「更正」

納税者の申告内容を税務署等の課税庁が変更する手続き

「決定」

納税者が未申告の場合に、税務署等の課税庁が調査により課税を行う手続き

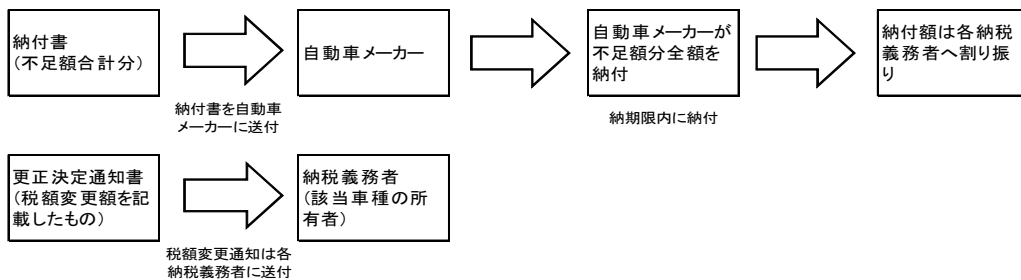


(2) 軽自動車税について、自動車メーカーがグリーン化特例対象車種とするための国土交通大臣の認定等を偽り其他不正の手段があったとして認定等を取り消された場合、当該認定等の申請をした者又はその一般承継人に納税義務等があるものとします。また、納付額は、不足額に100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とします。

< 附則第30条関係 >

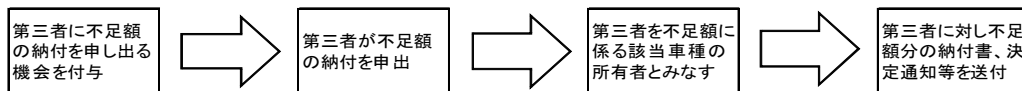
例) グリーン化特例の対象車種が、自動車メーカーの燃費不正によりグリーン化特例の対象外又は軽減率の変更により税額が増額となった場合、その自動車メーカーを納税義務者とみなし直接納税通知書又は督促状を送付することを可能とするものです。

【改正前の対応】

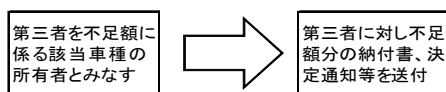


【改正後】

平成28年度以前分



平成29年度以降分



3 その他

(1) 施行日は、平成29年4月1日としました。

(2) 2(1)については、平成29年1月1日以後に納期限が到来する法人市民税に係る延滞金について適用します。

(3) 2(2)については、平成28年度以前の年度分において、軽自動車税の額について不足額があることを納期限後において知った場合に、その原因が所有者以外の第三者にあるときは、所有者に告知する前に、当該第三者に対し、不足額の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、

その申出の機会を与えられた第三者が申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における不足額に係る軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定を適用することとする経過措置を設けました。なお、その申出をした第三者は、当該申出を撤回することができません。

亀山市条例第14号

亀山市税条例の一部を改正する条例

亀山市税条例（平成17年亀山市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第44条第1項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第2項中「とする」の次に「。第4項第1号において同じ」を加え、同条第4項中「法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出」を「納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）」に、「（当該修正申告書」を「（当該増額更正」に、「同条第1項」を「法第321条の8第1項」に、「修正申告書が提出された」を「増額更正があった」に、「修正申告書の提出」を「増額更正」に改め、「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、「が提出した修正申告書に係る」を「についてされた当該増額更正により納付すべき」に、「第48条の15の5第3項」を「第48条の15の5第4項」に改め、同項第2号中「修正申告書に係る更正」を「増額更正」に、「まで」を「（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）まで」に改める。

附則第30条を次のように改める。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第30条 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をする

ものとする。

- 2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第92条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第94条及び第95条の規定を除く。）を適用する。
- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
- 4 第2項の規定の適用がある場合における第10条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（附則第30条第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該）」とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の亀山市税条例（以下「新条例」という。）第44条第2項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第44条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2 市長は、納付すべき軽自動車税（平成28年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを亀山市税条例第92条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下この条において「第三者」という。）にあるときは、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と改正法附則第18条第2項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（亀山市税条例第94条及び第95条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。